

博士の学位申請に関する手続き及び審査体制・基準等について

1 課程修了による博士の学位

博士課程に所定の期間在学し、当該研究科所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後、博士論文の審査及び最終試験に合格した者は、その課程を修了したものとされ、博士の学位が授与されます（大学院学則第 25 条、第 28 条）。

2 博士論文審査体制・方法

(1) 審査体制

- ・博士論文の審査は、研究科委員会の定めた審査委員によってこれをを行います。
- ・審査委員は、当該論文に関連ある研究領域の教員 3 名以上とし、主査を 1 名、副査を 2 名以上とします。

(2) 審査方法

① 最終試験

博士の学位に関する最終試験は、論文提出者の研究成果を確認する目的をもって、審査委員が博士論文を中心とし、試問の方法によって行います。試問は、口頭により行いますが、筆答試問を併せ行うこともあります。

② 審査期間

博士論文の審査及び最終試験は、当該論文受理後 1 年以内に終了します。

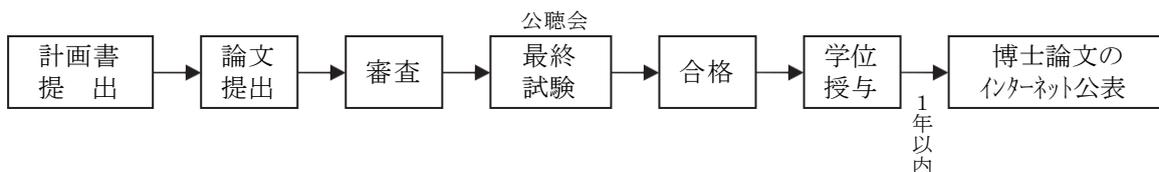
③ 審査結果

博士論文の審査及び最終試験の結果は、研究科委員会の承認を得て決定します。

3 博士論文審査基準

- (1) 博士の学位を受ける者は、当該研究領域に関する高い学識を備え、かつ自立して研究を遂行できる専門的研究能力を有すること。
- (2) 博士論文は、当該研究領域において高度な学術的価値を有する研究結果を含み、論理的かつ明瞭に記述されていること。論文に含まれる研究結果が複数の研究者の共同による場合は、学位を受ける者の貢献が顕著であると認められること。
- (3) 博士論文に記述された内容については、公聴会において学術研究に相応しい発表及び討論がなされること。なお、原則として公聴会は公開とする。

4 学位授与までの主な流れ



5 スケジュール

学位(博士)授与までの手続き	【課程博士】		【論文博士】	
	9 月期授与	3 月期授与	9 月期授与	3 月期授与
「博士論文計画書」の提出 *1 ＜教務センター教務事務グループへ＞	2 月末まで	8 月末まで	—	—
論文受理委員会における受理審査	各分野相当にて実施			
「学位申請書」・博士論文等の書類一式の提出 ＜教務センター教務事務グループへ＞*2	5 月末まで	11 月末まで	5 月末まで	11 月末まで
学力確認・博士論文の試問(公聴会)	—	—	7 月	12 月～1 月
最終試験(公聴会)	7 月	12 月～1 月	—	—
学位記授与式	9 月 18 日頃	3 月 23 日頃	9 月 18 日頃	3 月 23 日頃

*1 博士論文提出の少なくとも 1 年前に指導教員の承認を得て提出しなければなりません。ただし、研究科委員会が認めたときは、これを 3 カ月前とすることができます。

*2 教務センター教務事務グループへの提出にあたっては、事前に論文受理委員会で受理を了承された後、提出してください。

※提出期限は厳守すること。提出期限後はいかなる理由があっても受理しません。

6 博士論文提出要件

博士論文は、学位規程第 19 条に基づき、博士課程後期課程に在学し、所定の単位を修得または修得見込の者が、あらかじめ論文計画について承認を得、かつ、研究科委員会の定める下記の要件を満たした後でなければ、提出することができません。

【外国語の学力に関する認定】

(1) 外国語科目数

1 カ国語(英語)

(2) 外国語学力確認方法

原則として筆記試験

(3) 外国語学力認定免除の要件・方法

次のいずれかを外国語の学力認定に代えることができる(ただし、アの適用については各分野の判断によるものとする)。

ア 後期課程入学試験

イ 本研究科博士課程前期課程修了者は前期課程における英語の学力認定試験

【研究業績の基準】

原則として、レフェリーのある学会・協会誌 2 報 [アクセプト(審査終了)] 以上とする。ただし、数学分野に関しては別途定める。

7 博士論文の公表

(1) 論文審査の公表

博士の学位が授与された場合は、学位規程第 38 条に基づき、その学位論文の要旨及び論文審査要旨をインターネット(関西大学学術リポジトリ)の利用により公表します。

(2) 学位論文の公表

博士の学位論文は、学位規程第 39 条に基づき、学位を授与されてから 1 年以内にインターネット(関西大学学術リポジトリ)の利用により公表しなければなりません。

※公表の手続きの詳細は、インフォメーションシステムの「申請・アンケート」へ掲出していますので、確認してください。